

日本NPO学会 電子メール等による理事会決議に関する細則：補足説明付

細則	改正前会則関連条文（第27条）	補足説明
<p>第1条（目的）</p> <p>この細則は、日本NPO学会会則第27条第1項の規定に基づく理事会決議の方法を定めることを目的とする。</p>	<p>1 会長が、理事会において審議決定すべき議案で、かつ早急な理事会の招集が困難と判断した場合、理事及び監事全員が参加するメーリングリストその他理事及び監事全員が同時に意見を表明できる方法（以下「電子メール等」という）によって会長が議案を上程し、審議することができる。（新会則第27条第1項と同文）</p> <p>6 電子メール等による理事会決議に関して必要な細則は、理事会で別に定める。（新会則第27条第2項と同文）</p>	<p>・細則制定の目的として、会則の上位規程（会則）に基づいていることを規定する。</p>
<p>第2条（電子メール等の要件）</p> <p>この細則において電子メール等とは、会則第27条第1項に規定する電子メール等であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送受信し、その情報が送信者及び受信者の使用する電子計算機のファイルに記録できるものでなければならない。</p>		<p>・電子メール等の定義として会則第27条第1項の規定を法的により正確に補完するために規定する。（一般法人法規則92条の定義を参考にした）</p>

<p>第3条（議案の提案）</p> <p>会長は、会則第27条第1項の規定に基づき、議案の内容につき回答期限を付して自らの又は事務局長の電子計算機により、理事及び監事全員に送信して提案しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・提案権者は会長に限るが、電子メール等の発信者は事務局長からも可能とすることを含意している。
<p>第4条（回答）</p> <p>1 前項の提案を受けた理事は、当該議案について第2項に規定する回答期限までに、賛否及び付帯意見がある場合はその意見を送信して回答しなければならない。</p> <p>2 回答期限は、受信日の翌日から5日以上の期間を設けて会長が決定するものとする。ただし、緊急に決議を要すると会長が判断するときは、理事及び監事の全員の承諾を得て、この期間を短縮することができる。</p>	<p>2 審議期間は、議案に応じて会長が判断し、議案の上程とともに明記するものとする。但し、少なくとも5日以上の期間を設けるものとするが、緊急案件においては、理事及び監事から異議が無ければその期間を短縮することができる。</p> <p>3 各理事は審議期間内に、電子メール等にて審議を行い、賛否の回答をするものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正前会則第2項及び第3項を修正した。
<p>第5条（理事会決議の省略）</p> <p>回答期限までに、理事の過半数の回答を受信した場合であって、回答数の過半数が当該議案について賛成の意思表示をしたときは、当該議案は可決する理事会の決議があったものとみなす。</p>	<p>4 審議期間終了日において、理事の過半数の回答が寄せられた場合には理事会が成立したものとし、議決は回答数の過半数をもって決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法律的には理事会の決議ではなく、理事会の決議を省略し、その決議があったものとみなす法律構成による。（一般法人法第96条）
<p>第6条（報告）</p> <p>会長は、前条による議案の可決、否決又はその他の事情について、メーリングリスト等にて速やかに</p>	<p>5電子メール等による決議が成立した場合は、会長はその旨をメーリングリスト等にて理事及び監事全員に報告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可決した場合だけでなく否決、又は成立しなかった場合を含め、報告することとする趣旨。

理事及び監事全員に報告しなければならない。		
<p>第7条（回答の保存及び議事録）</p> <p>会長は、第5条により受信した各理事の回答及びその経過について作成した議事録を保存しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・みなし決議の議事録は一般法人の場合も要請されている。（一般法人法第97条第1項） ・なお、受信した各理事の回答の電子計算機上における保存及びハードコピーへの印刷・保存義務及び保存期間等については、当会に文書保存細則が制定されていないこととの均衡上、敢えて規定しない。
<p>第8条（実施に必要な事項）</p> <p>この細則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・詳細の事務手続き等は会長の裁量で行えることを規定している。
<p>第9条（改廃）</p> <p>この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・改廃も理事会決議を要する旨の規定。
<p>附則</p> <p>この細則は平成29年5月14日より施行する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の諸細則の決議スケジュールにより決定。